

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第1号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	長刀山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町302番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化文政以前		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	小舟町組長刀山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	小舟町組長刀山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第1号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第2号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	月宮殿山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町43番地、45番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化13年（1816）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	田町組月宮殿		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	田町組月宮殿		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第2号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第3号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	萬歳樓山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町1番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	享和2年頃（1802）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	瀬田町組萬歳樓		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	瀬田町組萬歳樓		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
そ の 他 特 記 事 項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第3号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第4号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	猩々丸山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市朝日町519番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	天保11年(1840)		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	船町組猩々丸		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	船町組猩々丸		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財(昭和60年3月29日指定) 歴史的風致形成建造物・第4号(平成23年3月21日指定)		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第5号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	春日山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市南呉服町537番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	天保12年(1841)		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	本町組春日山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	本町組春日山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成27年度		移転事業	市街地再開発事業に伴う移転、周辺環境整備
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財(昭和60年3月29日指定) 歴史的風致形成建造物・第5号(平成23年3月21日指定)		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第6号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	孔雀山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町1125番地11		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化12年頃（1815）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸町共有財産管理委員会		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸町共有財産管理委員会		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
平成24年度		保存修理事業	北面の漆喰修理
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第6号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第7号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	壽山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町723番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化8年(1811)		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	大手町組壽山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	大手町組壽山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財(昭和60年3月29日指定) 歴史的風致形成建造物・第7号(平成23年3月21日指定)		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第8号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	高砂山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市宮前町26番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化13年頃（1816）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	宮町組高砂山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	宮町組高砂山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第8号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第9号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	常磐山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市南呉服町297番地7		
建 造 物 の 建 築 年 代	嘉永元年（1848）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	呉服町組常磐山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	呉服町組常磐山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第9号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第10号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	諫鼓山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町6番地1		
建 造 物 の 建 築 年 代	寛政10年(1798)		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	一般社団法人御堂前組諫鼓山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	一般社団法人御堂前組諫鼓山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財(昭和60年3月29日指定) 歴史的風致形成建造物・第10号(平成23年3月21日指定)		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第11号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	鳳凰山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町607番地3		
建 造 物 の 建 築 年 代	文政12年頃（1829）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	祝町組鳳凰山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	祝町組鳳凰山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第11号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第12号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	青海山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町252番地1		
建 造 物 の 建 築 年 代	[下部] 宝暦5年頃(1755)		[上部] 文化2年(1805)
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	北町組青海山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	北町組青海山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財(昭和60年3月29日指定) 歴史的風致形成建造物・第12号(平成23年3月21日指定)		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第13号		
指 定 年 月 日	平成23年3月21日		
建 造 物 の 名 称	翁山山蔵		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町1364番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	文化文政前後		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	伊部町組翁山		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	伊部町組翁山		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	長浜曳山祭の曳山を収納する各山蔵は、様々な曳山行事が繰り広げられる歴史的なまちなみの中で、長浜ならではの風情や情緒を漂わせる重要な構成要素であることから、景観重要建造物に指定する。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	長浜曳山祭の祭礼行事が執行される区域		
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	滋賀県有形民俗文化財（昭和60年3月29日指定） 歴史的風致形成建造物・第13号（平成23年3月21日指定）		

景観重要建造物管理台帳

指 定 番 号	第14号		
指 定 年 月 日	平成27年3月27日		
建 造 物 の 名 称	大通寺台所門		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町32番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	天正16年(1588)		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町32番9号		
	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町32番9号		
	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	3間1戸の薬医門であり、長浜城の大手門の遺構といわれている。市内に残る数少ない桃山時代の建造物である。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲			
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	長浜市指定有形文化財(昭和41年12月9日指定) 歴史的風致形成建造物・第14号(平成27年3月27日指定)		

景観重要建造物管理台帳

指 定 番 号	第15号		
指 定 年 月 日	平成27年3月27日		
建 造 物 の 名 称	大通寺鐘楼		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町32番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	延宝3年(1675)		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町32番9号		
	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町32番9号		
	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	境内における数少ない檜皮葺の建造物で、屋根の曲線の美しさが際立っている。彫刻欄間や墓股は意匠的に優れ、木太くがっちりとした軸組の中に違和感なく溶け込んでおり、全体として均整がとれている。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲			
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	長浜市指定有形文化財(平成6年4月1日指定) 歴史的風致形成建造物・第15号(平成27年3月27日指定)		

景観重要建造物管理台帳

指 定 番 号	第16号		
指 定 年 月 日	平成27年3月27日		
建 造 物 の 名 称	大通寺山門附山廊		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町32番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	江戸		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町32番9号		
	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町32番9号		
	真宗大谷派本願寺別院大通寺		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	滋賀県下を代表する近世紀の大規模な二重門となっている。良質なケヤキ材を使用し、躍動感のある彫刻をふんだんに採用している。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲			
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	長浜市指定有形文化財（昭和63年3月8日指定） 歴史的風致形成建造物・第16号（平成27年3月27日指定）		

景観重要建造物管理台帳			
指 定 番 号	第17号		
指 定 年 月 日	令和3年3月15日		
建 造 物 の 名 称	黒壁ガラス館本館（旧第百三十銀行長浜支店）		
建 造 物 の 所 在 地	長浜市元浜町729番地		
建 造 物 の 建 築 年 代	明治33年（1900）		
建 造 物 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町12番38号		
	株式会社 黒壁 代表取締役社長 進 晴彦		
建 造 物 の 管 理 者 の 住 所 及 び 氏 名	長浜市元浜町12番38号		
	株式会社 黒壁 代表取締役社長 進 晴彦		
建 造 物 の 外 観 の 特 徴	旧第百三十銀行長浜支店として建築された黒壁ガラス館本館は、特定景観形成重点区域に所在する長浜のまちづくりの原点となった歴史的建造物であり、曳山祭の舞台となる町並み景観を形成する重要な要素である。		
公 共 の 場 所 か ら 撮 影 し た 写 真			
法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲			
当該建造物に関する行政手続等の履歴			
年月日	文書番号	手続の種類	手続の概要
指定の解除年月日			
指定の解除の事由			
その他特記事項	国登録有形文化財（平成8年12月20日登録） 歴史的風致形成建造物・第17号（令和3年3月15日指定）		